							受付窓口			
分分		対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	問合せ先(担当課)	特別出張所	ラ イ	₩
住民記録	転出	ස් ද ්බර්	住民票(転出届) ※届出は転出予定日の14日前からできます	①来庁する場合 ・来庁者の本人確認書類 ・来庁者の本人確認書類 ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ②マイナポータルを利用する場合 ・マイナンバーカード ③郵送する場合 問合せ先にご確認下さい ※国民健康保険証、, 7. 競保険証、, 乳幼児医療証、後期高齢者医療 被保険者証等をお持ちの場合は返却して下さい			戸籍住民課 本庁舎1F 6番窓口 03-5744-1185	0	0	0
	ED銀	監登録している方	大田区での手続きは不要です ※転出(予定)日をもって登録が抹消となりますので、印鑑登録証は ご返却いただくか、細断の上廃棄して下さい					-	-	-
保			大田区での手続きは不要です ※転出後、国民健康保険証は返却して下さい	-			国保年金課 本庁舎4F 11番窓口 03-5744-1210	0	-	0
険	れる 場合	用高齢者医療制度加入者で都外に転出さ 方(ただし、転出先が住所地特例施設の 合は除く)	後期高齢者医療負担区分等証明書の手続きをして下さい	・来庁者の本人確認書類 ・来庁者が代理人の場合は委任状等			国保年金課 本庁舎4F 25番窓口 03-5744-1608	-	_	-
E	お まえに 录 呆後 国式手会	転出される方	大田区での手続きは不要です	-			国保年金課 本庁舎3F 12番窓口 03-5744-1214	_	-	_
年		任意加入の希望がない方	大田区での手続きは不要です	_			国保年金課	-	T-	
金	転	任意加入の希望がある方	在外任意加入制度	希望する保険料納付方法や申請者の状況等により、必要書類や手続き窓口が異なります 詳細は、大田区HPまたは問合せ先にご確認下さい			本庁舎3F 12番窓口 03-5744-1214 日本年金機構大田年金事務所 03-3733-4141	_	-	-
	介護	要介護(要支援)認定を受けている方	大田区での手続きは不要です ※転出先で介護認定の継続手続きをして下さい 転出先に実際に住み始めた日から14日以内に転出先の介護保険 担当課でお手続きをして下さい。今までの介護認定を引き継げます。な お、負担限度額認定を受けている方は、当月中に転出先の介護保険 担当課で手続きをして下さい。	-			介護保険課 本庁舎3F 13番窓口 03-5744-1478	-	-	_
		要介護(要支援)認定を受けていない方	大田区での手続きは不要です また、今までの認定結果(情報)がないため、転出先での引き継ぎ手 続きはありません	-				-	-	-
		要介護(要支援)認定申請中の方	すみやかに問合せ先までご連絡下さい。 ※負担限度額認定を受けている方は、当月中に転出先の介護保険担 当課で手続きをして下さい	-			介護保険課 本庁舎3F 13番窓口 03-5744-1669	-	-	-
	体障害者手	転出される方	大田区での手続きは不要です ※転出先での住所変更・氏名変更等の手続きを行って下さい 詳細は転出先へご確認下さい	・身体障害者手帳 ・印鑑 ・マイナンバーを確認できる書類			障害福祉課 各地域福祉課 (身体障害者支援)	-	_	-
	愛 の 手	都内へ転出される方 ※なお、保護者を必要としなくなった時また は保護者を変更したときも同様の手続きが 必要です	大田区での手続きは不要です ※転出先での住所変更・氏名変更等の手続きを行って下さい 詳細は転出先へご確認下さい	-			障害福祉課 各地域福祉課 (知的障害者支援)	-	-	-
	育手	都外へ転出される方 ※新たに申請が必要です	大田区での手続きは不要です ※転出先での住所変更・氏名変更等の手続きを行って下さい 詳細は転出先へご確認下さい	-			<18歳未満> 東京都品川児童相談所 03-3474-5442 <18歳以上> 東京都心身障害者福祉センター 03-3235-2966	-	_	_
按	ル 障	都内へ転出される方 ※交付状況連絡票を持参して手続きして 下さい	大田区での手続きは不要です ※転出先での住所変更・氏名変更等の手続きを行って下さい 詳細は転出先へご確認下さい	-			障害福祉課	-	-	-
祉	給 者	都外へ転出される方	マル障受給者証をご返却下さい。	-			本庁舎1F 11番窓口 03-5744-1251	_	-	_
	神障害者保健福祉手	転出される方	大田区での手続きは不要です ※転出先での住所変更・氏名変更等の手続きを行って下さい 詳細は転出先へご確認下さい	-				_	_	-
	自立支援医療(精神通	転出される方	大田区での手続きは不要です ※転出先での住所変更・氏名変更等の手続きを行って下さい 詳細は転出先へご確認下さい	-				_	_	-
	病医療費	転出される方	大田区での手続きは不要です ※転出先での住所変更・氏名変更等の手続きを行って下さい 詳細は転出先へご確認下さい	-				-	-	-

		T	1					_
	大田区立小中学校から転出される方	転校局の提出 ※在籍校に転校することを伝え転校局を行って下さい 転校に必要な書類(在学証明書、教科書給与証明書)を発行します 転校を希望しない場合は、問合せ先にご相談下さい	-		学務課 ニッセイアロマスクエア5F 03-5744-1429	-	-	-
	児童手当を申請している方	大田区での手続きは不要です ※転出先で児童手当の申請を行って下さい 転出先へ転出予定日の翌日から15日以内に申請をして下さい	-		子育T支援課 本庁舎3F 23番窓口 03-5744-1275	1	_	-
	乳・子・青 医療証を申請している方	乳・子・青 医療証をご返却下さい	-		03-5/44-12/5	_	-	[-]
	親 医療証を申請している方	親 医療証をご返却いただき、消滅の手続きを行って下さい	問合せ先にご確認下さい			-	-	-
	児童育成手当を申請している方	消滅の手続きを行って下さい	問合せ先にご確認下さい		子育て支援課	_	-	
子ども	児童扶養手当を申請している方	大田区での手続きは不要です ※転出先での住所変更・氏名変更等の手続きを行って下さい	転出先へご確認下さい		本庁舎3F 24番窓口 03-5744-1274	-	-	-
	特別児童扶養手当を申請している方	大田区での手続きは不要です ※転出先での住所変更・氏名変更等の手続きを行って下さい	転出先へご確認下さい			-	-	-
	妊婦の方	大田区での手続きは不要です ○妊婦健診受診票 都外自治体に転出の方:受診票は使えなくなります 都内自治体に転出の方:お持ちの受診票がそのまま使えます ※母子健康手帳は継続してお使い下さい	転出先へご確認下さい			_	_	-
	未熟児養育医療(養育医療)を受給中の方	大田区での手続きは不要です ※転出後、未熟児養育医療(養育医療)受給者証は返却して下さい	転出先へご確認下さい		各地域健康課	-	-	-
	自立支援医療(育成医療)を受給中の方	大田区での手続きは不要です ※転出後、自立支援医療(育成医療)受給者証は返却して下さい	転出先へご確認下さい			-	-	-
	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの 方	大田区での手続きは不要です ※他の道府県、八王子市及び都内の児童相談所設置区へ転出する 方は、転出先で手続き終了後、大田区に受給者証を返却して下さい	転出先へご確認下さい			_	_	-
予防接種	定期予防接種予診票をお持ちの方	大田区での手続きは不要です ※転出先で予診票交付の手続きを行って下さい	転出先へご確認下さい		感染症対策課 本庁舎6階 13番窓口 03-4446-2643	_	-	-
税	原動機付自転車や小型特殊自動車を所有し ている方	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(フォークリフト、 農耕作業用自動車など) ※廃車手続きをして下さい。	詳細は大田区HPまたは問合せ先へご確認下さい		課税課 本庁舎4F 21番窓口 03-5744-1192	0	_	0
ペット	犬を飼っている方	大田区での手続きは不要です ※転出先での飼い犬の登録の変更の手続きを行って下さい 詳細は転出先へご確認下さい ※マイクロチッパ情報登録を行っている方は環境大臣指定登録機関の オンライン申請サイトでの手続きも併せて必要です	-		生活衛生課 03-5764-0670	_	_	-

(3. うで表記を予確認を書類として使用できます。)

※各地域福祉課 大森地域福祉課 (大田区大森西一丁目12番1号) (身体障害者支援) 03-5764-0657 (知的障害者支援) 03-5764-0710 (医療費助成) 03-5764-0696 調布地域福祉課 (大田区電谷大塚町4番6号) (身体障害者支援) 03-3726-2181 (知的障害者支援) 03-3726-6032 (医療費助成) 03-3726-4139 蒲田地域福祉課 (大田区浦田本町二丁目1番1号) (身体障害者支援) 03-5713-1504 (知的障害者支援) 03-5713-1507 (医療費助成) 03-5713-1383 糀谷・羽田地域福祉課 (大田区東糀谷一丁目21番15号) (身体障害者支援) 03-3743-4281 (知的障害者支援) 03-3741-6526 (医療費助成) 03-3741-6682

※各地域健康課 大森地域健康課(大田区大森西一丁目12番1号)03-5764-0661 調布地域健康課(大田区雪谷大塚町4番6号)03-3726-4145 蒲田地域健康課(大田区蒲田本町二丁目1番1号)03-5713-1701 糀谷・羽田地域健康課(大田区東糀谷一丁目21番15号)03-3743-4161

令和6年08月05日作成

[|] コンプンドログランドのでは、 本本人確認書類は、手続きによって1点2点の要件が異なります。ご不安の場合はあらがしめ中または、問合せ先にご確認下さい。 ※マイナンバーを確認できる書類は、マイナンバーカード・マイナンバーの記載がある住民票(又は住民票記載事項証明書)・通知カード(通知カードは廃止されました。廃止後も通知カードに記載されている氏名、住所、生年月日が住民票と一致している場合 は、引き続き番号確認書類として使用できます。)